



うちなー健康経営宣言

第 1594 号

令和 5 年 11 月 10 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

弊法人は今年 3 拠点目の支店を開設し、社員数も 50 名を超える規模となりました。県内企業のお客様へ、これまで以上のサービスを提供し続けることを目標に日々業務に取り組んでいます。その業務を担っている社員の健康を守るのも我々の使命だと思っています。当法人にとって社員の健康は何ものにも代えがたいものだと実感しています。「健康経営」の取り組みを機会に、個々の社員が健康について意識を高め、将来においてもお客様や社会から必要とされる企業となるため取り組んでまいります。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 従業員に対して、健康意識を向上させる取組みを行う。
6. 食生活の改善に取り組む。
7. 運動機会の増進に取り組む。
8. 時間外勤務の縮減や、有給休暇取得を促進する。

「健康経営®」は NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。